

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1－103）、MOX燃料加工施設（1－94）」

2. 日時：令和4年1月24日（月） 15時30分～16時55分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、大岡安

全審査官、河原崎安全審査専門職、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 須藤 専務執行役員 燃料製造副事業部長 他12名

東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部

サイクル技術G チームリーダー

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー

中国電力株式会社 電源事業本部 原子燃料管理グループ

マネージャー 他1名

日本原子力発電株式会社 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ 主任

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2

年12月24日)

「日本原燃(株)から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html

・ 令和4年1月14日

「日本原燃(株)再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	と規制庁シミズです。それではただいまから日本原燃開始します。
0:00:07	本日のヒアリングは令和2年12月に4日に申請があった設工認申請について、資料をもとにヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:17	まずは規制庁側の出席者を紹介します。
0:00:20	ちょっと本庁会議室からタジリタカナシミズ。
0:00:25	他、ウェブから。
0:00:27	とコサク。
0:00:29	オオオカカワラサキナカガワと、以上になります。
0:00:35	それが日本原燃の方から出席者の紹介と議題の構成の説明をした上で、同冷えと資料の説明を開始してください。
0:00:47	はい。こちら、日本原燃。
0:00:49	六ヶ所仲間です。
0:00:51	日本原燃側の参加者をご紹介いたします。
0:00:55	まず、事務局といたしまして、
0:00:58	ちょっと、
0:00:59	須田。
0:01:01	村野。赤橋、
0:01:04	藤野シミズ。
0:01:07	赤松。
0:01:08	石原。
0:01:10	中浜。
0:01:12	説明者といたしまして、
0:01:14	便が、
0:01:15	オオハシ。
0:01:17	福田。
0:01:19	朴仲となっております。
0:01:22	本日はすけれども、今画面に共有させていただいています。
0:01:26	外部衝撃関係の航空機落下及び落雷に関する00シリーズの方のご説明を差し上げたいと思っています。
0:01:37	それではよろしければ、航空機落下側の方からご説明を差し上げたいと思います。
0:01:49	日本原燃の大橋です。
0:01:51	それではまず航空機の方を、北海項00-01の方からご説明いたします。

0:02:00	本資料を出すに当たりましては、まず航空機防護に関わる過去の経緯を踏まえまして、今後の設工認申請の方針を検討してございます。
0:02:12	その考え方をですね、ちょっとここで口頭で説明をさせていただきたいと思えます。
0:02:19	まず過去の経緯といたしまして、再処理施設の近隣には米軍機ですとか自衛隊機の訓練区域があるという社会的環境を踏まえまして念のため航空機に対する防護設計というのをしてですね、事業指定を受けていたと。
0:02:38	5号設計条件といたしましては、その当時の主要な訓練機の緒元に余裕を持った余裕を見込んだ条件を設定いたしまして、
0:02:48	強度評価を実施してまして、施設工認申請の第1回から第5回に、その結果を示してございます。
0:02:57	その後、平成8年、
0:03:00	2新しい航空機が三沢基地に配備される計画だと、いうことを受けまして、当時、すでに認可をいただいていた建屋を対象としまして防護設計の再評価を実施しております。
0:03:16	その結果その時のいずれの建屋におきましても、強度評価結果、
0:03:24	問題ないということを確認してございます。
0:03:30	その後事業変更許可を経て第6回申請以降の設工認申請をしておりますけれども、その中には新たな航空機の
0:03:41	緒元に対しても共同評価を実施しておりまして、せろ施設購入の中に記載をしている。
0:03:47	いう状況でございます。
0:03:50	それを受けまして新基準適用後につきましては、防護設計を行っているということを加味した上で、航空機落下確率評価を実施し、
0:04:02	追加の防護設計は必要ないということで事業許可をいただいております。
0:04:10	以上のような経緯を踏まえまして今回設工認申請に当たりましては、まず、許可で記載をしております追加の防護設計が必要ないということですね。
0:04:21	基本設計の方針に記載をするということ。
0:04:24	それから既認可の設工認における申請内容につきましては、
0:04:31	その通り、その時々々の社会環境を踏まえまして申請をして、なおかつその後の必要な対応も実施していく。
0:04:41	実施してきた上で、追加の防護設計は不要ということを確認しておりますので、設計の変更申請はしないということで考えております。

0:04:53	ただ第 5 回審査、第 2、第 5 回の設工認申請の後配備された航空機に対しては、
0:05:01	従来からの防護設計が妥当であるということ
0:05:06	再評価で確認をしておりますので、それを施設工認とを紐づけるために、設工認申請書の補足説明資料として提出すると。
0:05:18	ということとしたいと考えております。
0:05:21	そのような考え方で今回提示しております。外向の 00-01 の方は作り込んでおります。
0:05:31	その上でちょっと提出をした後にですね、ちょっとこうは修正が必要だなといったところが何点かございますのでその点についてちょっとご説明をしたいと思います。
0:05:44	まず通しページの数ですね、51 ページでございます。
0:05:52	51 ページのところ、これまでの大木主幹の経緯等を踏まえた航空機防護設計の再評価についてと。
0:06:00	いうことを補足説明資料として提示するというで記載しておりますけれども。
0:06:07	これは既設工認の中で、F e 世界に対する評価をしてない建屋に対する評価を
0:06:17	補足として出すと。
0:06:19	いうことをです、
0:06:23	そういうことを意図してるということ
0:06:26	ちょっと修正をさせていただきたいと思っております。
0:06:29	同様に、30 ページ 33 ページ 48 ページにも同じような記載がございますので、全体的にここは修正をしたいと思います。
0:06:41	それから通しページの 13 ページでございます。
0:06:49	13 ページの設工認の基本設計方針の欄に、F 4 世界の諸元を記載をしております。
0:06:59	この一文が別紙の 1 の方には入ってるんですけどもよく確認しますと別紙 2 から 6 にはこの一文が入ってないということで、
0:07:10	抜け落ちておりますのでこれについては追及をして再提出したいと思います。
0:07:17	それから通しページの 38 ページでございます。
0:07:25	別紙の 4-2 とそれからスマート別紙 4-3 というふうが続いておりますけれども、この別紙 4-2 と別紙 4-3 の記載につきましては、
0:07:37	キリン間接購入の記載を記載の内容をそのまま持ってきてございます。

0:07:44	この別紙 4-24-3 の中ではそのことがわかるように、記載がされてませんので、ちょっとそれがわかるように、修正はしたいと思います。
0:07:56	それからその他修正が必要と考えているところにつきましては、
0:08:01	添付書類、今後設工認の添付書類で出すと、添付書類として出すところの章番号が違っているところが数ヶ所ございますので、そういったところを修正したいということ。
0:08:17	それから 1 ページの 55 ページに別紙 6 の②と、
0:08:23	というのがございますけれども。
0:08:26	これにつきましては既認可が金融機関に性があるものについては当該箇所をエビデンスとして付けるという、社内ルールになってるんですけどもちょっとそのエビデンスを忘れておりますので、
0:08:41	それは今後をつけていきたいと思います。
0:08:45	それから先週の水曜日 1 月 19 日に、MO X のその他外部衝撃のヒアリングをした際に、
0:08:54	航空機落下に対する追加の防護設計が不要であるという記載がですね。
0:09:00	その他外部衝撃の、
0:09:03	中に記載されていたと。
0:09:04	ということについて、マーチャント航空機落下の項目というかおっきな仮称のところに記載するようにというコメントがありましたけれども。
0:09:15	今回の再処理分の外港 00-01 はちょっとコメントいただく前に提出をしてしまっていましたので、その点については反映されてないということですので今後提出する時に解消したいと思います。
0:09:31	説明については以上でございます。
0:09:34	すいません。日本原燃の蝦名です。ちょっと再評価の部分がちょっと伝わってない可能性がありますんで今一度ちょっと補足させていただきますが、
0:09:45	再評価というふうに 51 ページ 51 ページのところに記載してあるんですが、こちらはちょっとなぜ補足したかというとまるで新しいもん、評価を、
0:09:58	再度するようには見えたので補足させていただいております。
0:10:02	これは過去に評価したものを、うん。
0:10:08	のことを、再評価と表現させていただいております。
0:10:12	今回補足でつけさしていただくものは、その趣旨なんですけれども、当間加古、鳥栖 6 回以降については、FMEA 会の評価の話も含んだものになっております。

0:10:28	で、1階から5階までにつきましては、そのことをですね別の報告書の中で評価してございまして、設工認の体系の中ではそれが評価が紐づいたものがないので、
0:10:43	そちらをですね明確に設工認体系に紐づけるということで過去の経緯を整理した上で、その評価を補足に、
0:10:54	つけさしていただくというふうな趣旨になってございます。はい。以上です。
0:11:04	規制庁の田尻です。いくつか、今補足で説明あった点も含めて確認をさせていただければと思うんですが。
0:11:12	なぜなんですけど、この間その他外部のところ、式が入って直すというところはそれ仕方ないところはあると思うんで口頭で言われたので十分だと思うんですけど。
0:11:21	精査した上で出すというのが前提だと思っているのでちょっと今回のやつに関しては今更感もあるので言わないですけど、
0:11:30	計算したものを出すという約束は約束だと思っているので、今後こういったことはないように
0:11:35	何か施行と中で説明されたようなやつ以外、もう幾らかあると思っていてまして例えば一番最後の55ページの56ページのところで変更前後の話書かれていて、
0:11:46	何か別紙1で4閉会の話だけ抜けましたって話されてるんですけど、ここに書いてある変更前変更後は、別紙1に書いてるやつというのと、確率の話とかが触れられてなかったりしますので、
0:11:57	言われたところだけではないぐらいで足りてない部分があるっていうか、資料館並びされてないところもあるので、そういったところを精査するのは当たり前の話だと思うので、今後航空機落下に限らず、資料全般としてなんですけど、精査が必要だということを改めて認識いただければと思うんですがその点は大丈夫ですか。
0:12:18	はい。日本原燃の蝦名です。はい。そこはちょっと今回のものは後程気づいてしまった部分あるんですが、提出前にちゃんと精査していただきたいと思います。以上です。
0:12:31	規制庁田尻です。そのちょうど気づいたということ自体を否定するつもりはないんですけど、そういうのを事前に気づけるように本社の中で打ち合わせ等いろいろされてるんだと思いますのでこういったことは二度と発生しないようにだけ対応いただければと思います。
0:12:44	一応3点今後適切に対応されるという前提で今回の場面について幾らか確認させていただければと思うんですが、まず51ページのところで、

0:12:53	おっしゃっていたものの位置付けの確認なんですけど、四番の平成1けたの時に出された設工認とか終わった後別途出された再評価の話より前回は、搭載されたのでっていう説明のところのやつを、も含めて出したいんだという話かと思うんですけど。
0:13:08	それを出される位置付けに関してなんですけど、先ほど説明があったように、今回、防護設計という意味では変更がないという前提だと思っていてただ、今回許可のタイミングにおいては、
0:13:20	今回防護設計がされてることを前提に追加設計の要否を検討したっていうところもあるので、その既認可の方向設計はすでに認められてる方法設計ってのはどういったものかっていうのをちゃんとし一通り説明するための補足をつけられるイメージかなと思ってたんですけどそこは認識合ってますか、説明が合ってるかって何かちょっといまいち
0:13:38	ニカイしきれなかったところがあるの位置付けという意味で要はこの補足って何のための補足なんですよっていうところが、
0:13:45	何かキリンかなんか、設工認で説明しなかったんでつけるんですみたいななんか、若干変な方向にきそうな気もしたので、要は今まで、国に対して、既認可申請では報告であれ執行それぞれせえっと提出して認められてきた内容に関して、
0:14:00	今回追加の広報設計という意味で、そこと関連付けるために一度一色改めて補足として示すようなことかなと思ったんですけど、認識は合ってますか。
0:14:12	日本原燃の大橋でございます。今田Gさんがおっしゃったような認識でこちらもあります。
0:14:18	以上です。
0:14:20	規制庁たりリリース本文である添付である補足であれ、本文は大事だから、基本的許可と整合してるのがメインになりますけどそれぞれの説明書であるとか補足説明資料に関しては何に関連づいてあるかっていうところも意味合いとしては重要だと思っているのでその点も整理した上で出していただければと思います。
0:14:39	あと、添付の花Cなんですけど、
0:14:44	先ほどのお話だと今回変更ありませんよという話だったかと思うんですけど、そこもちょっとどこまで整理されてるのかは掴みきれなかったんで確認したいんですが、防護設計部分は変わってないんだと思っているんですけど。
0:14:57	防護設計部分以外は例えば今回38ページ以降にいろいろ記載がされているところになるんですけど。

0:15:03	ここは、要は、全部認可の通りというふうに出されるのか、それとももう今回その他外部とかのところで、
0:15:11	基本設計方針部分幾らこっちに運んでくるところがあると思うんですけどそういったところに関しては、新しい内容として、説明書の部分としても少し記載がされてただ防護設計は変わらないというような説明をされるのかどうか、
0:15:23	今、荘司この資料が出てきたんですけど、最終的にどういったものが出てくるか全然わからなく適任かな通りですっていうのが、
0:15:30	ここに書かれてる内容。
0:15:33	全くそのまま書かれずに、既認可の通りですっていう一言とともに出てくるのか、さっき言ったような確率論の話、Cのところを少し文言を足しながら説明書が出てくるのかわかんないんですけどそこっていうのは直したものがどっかのタイムで示されるんですかね。
0:15:52	日本原燃の大橋です。
0:15:54	そこの今おっしゃったところの修正版につきましては今回ヒアリングが終わった後にですね、また改めて修正したものを提出したいと思っております。
0:16:05	30 通しページの 35 ページからですね、37 ページにある別紙 4 の 1 に関わる場所、ここにつきましては今回新たに
0:16:18	記載する部分ですのでここはそのままそのままというかこのことを航空機防護の中に記載をするということで、38 ページ以降のところにつきましては既認可の内容になりますので、
0:16:33	金貨と同じというような趣旨で、出すということを考えてございます。以上です。
0:16:41	規制庁谷井です。今のご説明だと、どの説明書で何まで説明するかの整理やっぱり石原さんとか新居、
0:16:49	議題の項目番号しっかり整理してどの説明書 D e n a l i 説明するのかわちゃんと整理してくださいねって言ったやつに関連してくるかもしれないんですけど。
0:16:56	これ再処理施設の自然現象等による損傷の防止って言ったときに、航空契約課はこの中にも入ると思えばいいか何か竜巻とか他の説明で全部意識飛ばしてしまうような構成も考えられた気がして。
0:17:07	国家契約かはここには一旦概念として航空機落下をここにぶら下がった上で防護設計だけ別説明書っていうことであれば今の説明に準じるような気もするんですけど、自然現象等っていうやつが航空機落下も除いた

	単語としてどっかで略語置かれてるとしたら今の説明ができなくなってしまったりするので、
0:17:24	どの説明書で何を説明するのかというところは整理した上で内容どうこうというのはどこに書くかの話になってしまうかもしれないんですけどそのあたりも整理した上で、提示いただけるようお願いいたします。
0:17:36	はい。日本原燃志田でございます。今ご指摘の点、宿題いただいている部分、添付の構成等、役割分担を整理した上で、その上でパッケージとの関係、記載文書との関係を、
0:17:47	ご提示させていただきたいと思います。
0:17:50	5-1-1、A4の1-1-1-1から、これではなくて多分航空機の方の頭 に書いた上で、以降の防護設計に対する設計方針については近隣から変更なしというような添付書類の構成で、
0:18:03	いくつかと思いますのでその辺整理した上で提示をさせていただきます。
0:18:08	規制庁田尻です。他の全体の説明までされてるやつをちゃんと整合し、
0:18:13	しゃべってるだけなのでただ、すみません今回のやつそこは全然掴みきれないので、整理した上で説明ください。
0:18:20	あとすみません。他の説明書との繋がりという意味で一応確認なんですけど、基本設計方針に係るもので、右下だとP14ページのところなんですけど。
0:18:30	衛藤纈纈イラクかさに近い話ではあるんですけど、なお書きで書かれている航空機墜落に伴う搭載燃料の燃焼による火災に対して十分な耐火性能を、
0:18:40	とかっていう話っていうのは、航空機落下として説明するんですかそれとも航空機落下火災の方につなぐイメージですか。
0:19:00	少々お待ちください。
0:19:24	日本原燃の徳永でございます。民間の方の設計の中で、航空機の燃焼火災について記載があったというところで、今回
0:19:35	許可の記載も含めて、基本設計方針に書いていたところではありますが、新規性の工期面火災等も含めて、ちょっと住み分けを整理させていただきたいというふうに考えております。以上です。
0:19:47	C A P Eあたりですおっしゃる通り近隣考えで若干先取りしてやってたところもあるかなとは思いますが、今回国技墜落火災というのが明示的に外部火災の中で書かれるような形になると思うので、
0:19:59	若干内容がアップしてるっていう形なんで飛ばさなくてもここはなお書きで書いてるだけっていうのもわからなくはないんですけどそれぞれ他のものであったら他のこれに飛ばしますよとか説明が書かれてることが

	多いかなと思うので、ここの整理をどうするかはまたご説明いただければと思います。
0:20:16	規制庁でございます承知しました。はい。あと規制庁タリーズ後、右下 26 ページで記載の意図がわからなかったので確認なんですけど、右下 26 ページの上から、
0:20:28	上から 6 行目のところでなんですけど、
0:20:31	A 4 の配置変更を踏まえて分散配置に関する説明書の変更が必要。
0:20:37	括弧用調整かな。
0:20:49	日本原燃の大橋でございます。
0:20:51	ちょっとこれは社内管理用の規制がそのまま出てってしまったようですので削除させていただきたいと思いますちょっと内容を確認してもう一度しかるべき修正をして、
0:21:02	提出をさせていただきたいと思います。以上です。
0:21:05	規制庁田尻です。心痛でわかるようなレベルの話なんでこの部分だけ説明書を出すというレベルでもない気もするんですけど、どこをどう説明されるかっていうのを整理されてるんだと思うんで少なくとも、
0:21:17	明らかに社内検討中ですみたいな資料を出すのはやめていただければと思います。
0:21:23	今回、若干微妙な部分を含め、除いてですけど、大枠として言うんだったら結局近活の関係で今回何を申請するのかというところの整理で何を補足として付けるのかどうかの整理が一番大きなところかなと思いますので、以上。
0:21:38	事業者側の方からこういったところをやろうとしていますという意思是示されたのであまり強くも言いませんが
0:21:45	そこらの整理もした上で、今後、他の資料も含めてですけど提出するようにしていただければと思います。
0:21:52	規制庁が自分からは以上ですが他に規制庁側から何かありますか。
0:22:06	規制庁たりするなさそうであれば原燃側から今日の振り返りと、誰かありますか。
0:22:12	すいませんコサクです。振り返りのところでも結構なんですけど。
0:22:17	結局、
0:22:18	その確率の話とかを入れ込んでとかっていうことの対応、或いは
0:22:26	資料構成を踏まえた修正っていうなご等の、
0:22:31	結果を見ないと。
0:22:33	話ができないかなと思うんですけどそれっていつ提出されるんです。
0:22:45	日本原燃の蝦名です。本日、話をした内容も踏まえ、

0:22:51	です。ね1週間ぐらいをめぐりに提出するようにしたいと思います。また、
0:22:59	何だっけ、スケジュール表の方には反映しないというふうに考えてございます。以上です。
0:23:06	はい。一つわかりましたで、そのとキーなんですけど、結局その再評価って、
0:23:15	どう、どうする方向に今た。
0:23:18	何でしたかね、ちょっと。
0:23:20	いまいちしっくりこなかったんで教えて欲しいんですけど。
0:23:32	日本原燃の大橋でございます。
0:23:34	再評価として過去に報告している事項につきましては、過去の経緯も明記をした上でですね。
0:23:44	当時報告している内容を再度補足説明資料として提出をすると。
0:23:52	ということで考えてございます。以上です。
0:23:57	コサクです。
0:23:59	それわー、まずすみません杉本タジリが確認したところで申し訳ないんですけど。
0:24:05	許認可上はすでに整理がされていることと言いつつ、
0:24:12	書類上ちゃんと紐づいていない部分があるのでそこは、念のためっていうことで補足として、
0:24:19	まとめるっていう古藤。
0:24:21	ですね。
0:24:22	なので逆に言うと添付書類として書くということではなくてっていうのはそういう意図だっていうことでいいですか。
0:24:30	日本原燃の大橋でございます。おっしゃる通りでございます。
0:24:34	高坂です。わかりましたでそれをはっきりしてくれっていうのが、タジリのコメントだったと思うんですけど。
0:24:42	それはあれですかね別紙5の有井。
0:24:45	書くときにそういう旨をちゃんと書いておくってことですかね。
0:24:49	日本原燃の大橋です。そのように考えてございます。以上です。
0:24:58	はい。コサクですわかりましたそういうところでの資料修正をしたものが来週提示があると。
0:25:05	ということで理解をしておきます。それではすみません振り替え、
0:25:23	ちょっといい加減に聞こえていますか。
0:25:26	ちょっと今場所移動します。はい日本原燃の大橋でございます。

0:25:32	振り返りですけれどもまずは全体的な話としまして、変更前変更後の記載で
0:25:42	精査が足りてないところがあるので、航空機落下に限らず、今後提出するものにつきましてはすべてし、事前にしっかり精査をしたものを提出すると。
0:25:55	いうことがまず一つかと思います。
0:26:01	それから最小化の位置付けですね、例えばお話があった件ですけれども最小化の位置付けを
0:26:14	市民課の敷設工認とを紐づけるということがちゃんとわかるようにですね、別紙後その他のベースもそうですけれども。
0:26:24	そういった意味合いがわかるように整理をすると。
0:26:28	いうこと。
0:26:38	それから
0:26:41	燃料火災の件ですねこれは今既認可の記載がそのまま入っておりますけれども、外部火災の方で実施している航空機墜落火災の話と、
0:26:54	どのように棲み分けをするかというところを検討して、整理して示すと。
0:27:02	いうことかと思います。
0:27:06	それから別紙2でしたかねちょっと分散配置の説明が一部、ちょっと支社段階に説明書きが入ってましたので削除いたしますこれは先ほどの、
0:27:21	出す前にちゃんと精査をして出すというところとも関係してくるかと思えます。
0:27:40	それから補足につきましては、どの説明書で何を説明するかといったところをですねきちんと整理をして示すと。
0:27:50	いうことを、かと思います。
0:27:53	以上かと思います。
0:27:56	すいません。今申し上げたようなところにつきましては1週間をめぐりに修正をして再度資料を提出させていただきます。
0:28:06	以上です。
0:28:07	規制庁たりS2点だけちょっと、三井伊澤君連携だけというようなんですけどまず説明書を要は、今、とりあえず、昔の金庫貼り付けたような形で来てるんですけどどういう形態で要は今回の申請としてどういうふうに説明書を出すのかっていうのを整理されて出されるという認識してるとか言ってんと。
0:28:25	あと一つ目のやつなんですけど、センサーっていう話の中で、拠点、この間高井村井とかは資料提出した阿藤新居新しく話が出てしまったんで

	そういったところまでどこってのは言っていないつもりなのでただ出す時点での最新情報に基づいてしっかり精査してくださいねという意味なので、
0:28:42	何かたまにこれが無用な混乱を招くことがありそうな気がするんで一応の補足としてコメントさせていただきます。自分からは以上です。
0:29:00	吉見です。他
0:29:03	航空機に関して江藤規制庁ワーカー原燃側から全然落とし何か確認等ございますでしょうか。
0:29:13	なければ次の資料等ぐらいについて、
0:29:18	原燃側から説明をお願いします。
0:29:26	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:29:28	それでは外来 00-01 の方でございます。
0:29:35	こちらにつきましては前回、大分前になりますけれどもヒアリングの時のコメントを踏まえまして修正したものを
0:29:45	今回提出したということでございます。
0:29:48	こういったにつきましては特に追加で説明が必要な事項はございません。
0:29:55	ただ先ほどの交付金の時のご指摘を踏まえまして、また全体的にですね、精査はして確認をした上で、必要に応じて修正を加えて、また提出をしたいと思います。
0:30:11	以上でございます。
0:30:14	滝社長。それで話お願い。
0:30:18	それとオオオカです。御説明
0:30:21	横並びの論点の時に落雷大分検討いただいて、基本的、基本設計方針は大分詰められたなっていう
0:30:28	印象を持ったのでまず基本設計方針がちょっと。
0:30:31	幾ら
0:30:36	6 ページ目のところ、
0:30:38	終わりの方に、
0:30:41	この辺はちょっと、
0:30:47	すいません。日本原燃の蝦名です。ちょっと音がですねちっちゃいようなので、もう少し音を大きくしていただくと助かります。
0:30:56	はい、規制庁オオオカですいかがでしょうか。
0:31:00	大丈夫です。
0:31:04	規制庁岡です。
0:31:07	6 ページ目。基本設計方針の 6 ページ目の、

0:31:12	最後の段落のところなんですが、
0:31:18	ここで、横並びの資料の時に、論点として、横並びで落雷だけ、波及的影響を借りてないところなんですがついていうふうに、
0:31:28	検討しますというふうに、
0:31:30	書いといて、
0:31:34	それに
0:31:46	日本原燃の大橋でございます。
0:31:50	波及影響の部分につきましては、
0:31:55	確かにすみません今回ちょっと記載が抜けているようでございます。
0:32:00	全体のところで摩耗等は、当該部消費全体のところで冒頭に波及影響を考慮する設計とすると。
0:32:10	いうことを記載してございございますので、そのことにつきましては、落雷の方にも同様に記載をした上で、
0:32:20	具体的にどのように記載をするかということにつきましては、添付書類の方に展開して記載するというところでちょっと考えたいと思います。
0:32:31	はい。規制庁加賀です。落雷以外の事象、個別事情も全部書いてあって今の、
0:32:39	議会だと思い
0:32:43	他の事象で波及影響をどういうふうに書いて、
0:32:46	含め、また整理した結果を資料の方で展開してもらえれば
0:32:54	続きまして7ページ目なんですけど、今回、
0:32:58	追加された部分は次の第1、
0:33:14	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:33:22	直撃以外についてどのようなものを考慮するかという対象の説明が抜けてて、全体を見たときにですね、ちょっとわかりづらいと。
0:33:34	思いましたので、この部分については
0:33:40	許可の中から、持ってきて、全体的に頭が取れるように修正をしたということでございます。以上です。
0:33:49	あれ、市長からです。評価の天空から持ってきたのだとは思いますがちょっと表現ぶりがあんまり。
0:33:59	よくないかなと、許可の添付は自然に読めるんですが、鉛直石直撃ライト、その下等でその次の関節来の説明が、
0:34:09	ちょっと言葉が、
0:34:12	いまいちなところがちょっとあってですねもう一度精査。
0:34:15	ないんですが例えば屋外に設置された中でやって、
0:34:19	他のテンプでは海域にさらされた建屋、

0:34:22	なぜかこう変えていたりですね。
0:34:25	宇都奈良。
0:34:26	はい。少し精査いただければというのがコメントです。
0:34:32	日本原燃の大橋でございます。
0:34:34	許可の記載を踏まえました上でちょっと数、文言については
0:34:41	適切に修正するようにしたいと思います。以上です。
0:34:45	はい、規制庁化です。続きまして、8 ページ目、これも今のところの続きで間接内の話が。
0:34:52	増えてある部分。
0:34:56	これ、最後の粉末な、間接外の影響から防護する施設として落雷を対象施設に含めると、
0:35:04	いうふうに、
0:35:05	埋める
0:35:07	1 人で書いてあるんですが、
0:35:10	間接ラインはそもそも落雷防護対象施設。
0:35:14	2 A 棟。
0:35:17	の件、防護の対象として含まれていたと思いますので、
0:35:22	ここであえて含めるじゃなくて、他の人分だと。
0:35:27	本施設はこうこうこう、まず安全機能を有する施設であるで、それに影響、その具体的な説明が次に展開されるんですけど。
0:35:37	ちょっとそういう記載をちゃんと見ながら、ここで含めるは多分し、
0:35:43	そういうところに含まれてないものを、あえてここで含めますよみたいな記載になりますので、
0:35:48	もうちょっと表現ぶりをしっかり確認いただければと。
0:35:52	よろしく願い。
0:35:54	日本原燃の大橋でございます。
0:35:56	許可の時との整合を見てもちょっと表現が適切でないと思います。
0:36:02	給食商業系統施設電気設備放射線監視設備自体が落雷防護対象施設に含めるというよりも、落雷防護対象施設そのものだと思いますので、ちょっとそのように記載を修正したいと思います。以上です。
0:36:19	成長課ですよろしく願いします。
0:36:22	ちょっと飛びまして 13 ページ目。
0:36:29	ここ、まず、
0:36:33	先ほどの直接ラインのところ、継続性人を、瀬の施設等を展開してたんですがここでまた島に戻っていて、
0:36:43	これは添付書類で、当該箇所は、将来にときますよっていう。

0:36:49	ついてきたんです。
0:36:53	発想の1回目で展開して2回目以降は頭でまたくくるみたいなの。
0:37:01	考えを伺い、
0:37:07	日本原燃の大橋でございます。
0:37:09	ちょっとそのような方針ではございませんので全体を見てですね、記載のトーンがとれるようにですねここもちょっと記載の程度を、
0:37:22	再検討させていただきたいと思います。以上です。
0:37:26	はい。規制庁加賀です。全社的にどういうふうに変えていくかみたいな話だと思いますので、また記載方針の方。
0:37:33	今ありましたら資料の方今回お願いします。
0:37:36	同じところなんですけど、
0:37:39	他の天空のところをかなり書き下して、この今回の青井。
0:37:45	プログラムを変えて、まとめて書いているっていう感じなんですけど、例えば、検討いただいたアイソレーターの部分なんかは大分、許可の添付とは表現ぶりが違って、
0:37:57	書いてないところまで許可の添付の方は線が引いてあったり、ちょっと整理が。
0:38:02	しっかり。
0:38:04	してないかなという印象を持ちましたのでちょっと視点引く場所とかですねまたしっかり吟味いただければと思います。今後のセンサ清掃のプロセスのところ。
0:38:19	日本原燃の淡路でございます。
0:38:21	承知いたしました。また全体の精査の中で全体的に見直しをしたいと思います。
0:38:28	以上です。
0:38:30	はい。規制庁大倉です。あと最後14ページ目のところに、保安規定で展開するところを追加で今回書かれ、
0:38:41	これ、追加された意図というのをうかがわせてください。
0:38:50	日本原燃の大橋でございます。
0:38:52	これは外部衝撃全体のところでもお話をさせていただいてますけれども、運用に関わることを最後にまとめて記載をします。
0:39:05	いったこと、それから、その時に、
0:39:11	落雷の影響が確認されたときに、その影響の程度によって、関連する工程を停止するというのを記載しておりましたので、
0:39:23	それを今回落とし込んでということでございます。
0:39:27	ただここにつきましては確か、

0:39:31	S Nに関連する記載として記載したような気がしますので、
0:39:36	今回ちょっとS Aを削除していたところからすると、
0:39:43	ちょっと記載をどうするかというところについては検討が必要かと思 います。以上です。
0:39:49	はい。布施超過です。
0:39:52	増えたから、必要ないっていいことではないような気もしていますが。 すいません。ニューメディアでございますちょっと全般的に、ちょっと 言葉が。
0:40:03	こちらの回答が足りてないところがあって
0:40:06	これにつきましては安重の機能喪失があって報告書をお出しをしたとい う経緯もありますその時にですね結局落雷による影響ってのが、すべて 我々として原因究明も含めて解明されたかというところに、
0:40:19	若干将来にまだ原因究明よりも情報をさらに追加していくということも 含めて、宿題を持っていると思ってます。そのことも含めた上で、
0:40:31	落雷によって例えば安重の機能が何らか総称したと、ということが万が一 発見された場合にはやはり、その安全性を再処理工場の安全性を、
0:40:41	維持するという意味でも、工程を止めるなりなんなりということで、安 全確保に努めるということもお約束をしてみましたのでそういう点でここ は書いてます。
0:40:52	ただちょっと言葉が足りてない部分もありますのでそういう、目的があ ったとわかるような記載に拡充するという事で対応させていただけれ ばと思っております。以上です。
0:41:02	規制庁加賀です。私もその認識でトラブル時の報告書からここ持ってき たんだろうなというふうに、
0:41:09	思っていて、そのトラブル時の報告書では、安全機能が喪失したと判断 されてない。
0:41:15	停止するっていうような
0:41:17	ことになっていて、
0:41:24	印象。
0:41:26	精査をお願いしますというのが、本来議論した方、どうでしたかがでし ょうか。
0:41:33	はい。宮城社でございますおっしゃっていただいている通りだと思いま す目的なり趣旨がわかり良い文章は追加をしたいと思います。
0:41:41	あと先ほど来やりとりがあった直接ライト関節ぐらいの影響対象者の防 護対象施設の書き方なんですけども、ちょっと今までの、

0:41:53	全般的なやつでいきますと防護対象施設というのを最初に選んだ上で、そいつに対してそれぞれ設計をしますということを展開するんですけども、落雷特有のイメージとしてちょ
0:42:06	アクセスぐらい直撃だとか雪害でそれぞれ影響を及ぼす範囲がとか対象物が違うので今、
0:42:12	最初の案では、
0:42:13	7ページとか8ページに書いてます。これおそらくですね防護対象施設を選ぶのはちゃんと最初に、
0:42:20	6ページに書いてあることを言って、さらに6ページの許可の添付で4ページで飛ばしてる蒸気含まれないってところまでを全部言った上で、
0:42:30	直接防護設計と間接税の防護設計の中で、曲げ嫌いなり、間接代の特徴を考慮した上で、防護対象施設としているうちにこういうものに対して手当をするんだと。
0:42:43	いうことを展開するのが、他のやつとの整合も含めて、あるべき姿かなというふうに思っていますのでちょっとそういう形で調整をさせていただければと思っています。以上です。
0:42:55	はい、規制庁化です私も同様の感触を持ってまして、ちょっと今回の整理だと分け方が、無理やり差異というか、
0:43:06	他の
0:43:13	私も自然、
0:43:21	規制庁岡です。基本設計方針関連では私からはとりあえず以上なんですけど、規制庁側から何かありますでしょうか。
0:43:32	規制庁中です。ちょっといろいろやりとりを聞いて、また修正ということではあるんですけど。
0:43:43	ちょっと
0:43:45	提示の仕方としてですね、す、事前の確認というところでどう進めるかということで、
0:43:55	ある程度その代表的な事例を基にですね、そういったコメントを踏まえて、展開できるのはなるべく展開をしてと。
0:44:03	いうところでそこは程度によるというところではあるんですけど。
0:44:09	ちょっと今回の、
0:44:10	名倉飯野に関して言うと、あんまりそこがですねその他の議論を踏まえての修正というのが
0:44:19	できる範囲のところまでを修正してないままこう提示されてるようなところがあってですね。

0:44:27	ちょっともう少しそこはな。そちらの中でのチェックとしてですね、適切に
0:44:34	担当だけではなくてですね全体として確認いただくようお願いできればと思います。以上です。
0:44:48	はい、ノーエネルギーがです。承知しました。
0:44:54	辻岡です他にないようでしたらちょっと記載の更新をもう少し検討したいと思ってまして別紙6の方から、
0:45:02	まずは、
0:45:04	議論させていただければと思います。
0:45:07	別紙6、39ページ目以降なんですが、別紙分から①に関してはこれは第1回で全部書くってというような、
0:45:16	方針なんでしょうか。
0:45:22	はい。日本原燃の大橋でございます。第1回申請ですべて記載するというところで現状考えております。
0:45:31	はい。規制庁角です。でしたらですねこれは軽微なことなんですが他の条文ではですね第1回申請ですべての範囲を記載するってというような、
0:45:40	ことが少し下の方で補足的に書いてあったりして、
0:45:44	こういうふうに段組で書かれると、どっか違うのかなって読んでしまいますので、
0:45:48	もしそういう配慮をお願いします。
0:45:53	日本語に直しておられます。承知いたしました。
0:45:57	規制庁下ですって別紙6の②なんですがちょっとここが一番気に気がかりだったところでして。
0:46:04	先ほど航空機の方経緯しっかり説明いただいたんですが落雷の方もトラブルっていう。
0:46:11	経緯があると思いますので、そこを踏まえて今回変更なしになった。
0:46:17	理由っていうのをまず説明いただけますでしょうか。
0:46:24	日本原燃の大橋でございます。
0:46:27	今回の落雷につきましては、当時トラブルがあって、計測制御設備の多重交渉を受けてですね、
0:46:39	対策を実施したということでございます。
0:46:44	この時に、設工認申請をして対策をするということも当時検討にあったんですけども、当日設工認申請をせずにですね計画対策をしたと。
0:46:59	ということがございましたので、今の段階ではですね、まずは実施済みということ取り扱ってですね。
0:47:09	資料は作成させていただいたということでございます。

0:47:15	以上です。
0:47:17	成長課です。おそらくその辺の認識は、こちら側とは、
0:47:21	乖離していると思っております、
0:47:24	まず新規性基準前から何も可能。
0:47:28	今回検討されたようなことは考えられていなくて、
0:47:32	申請後にトラブルがあって、その時に保安キー、
0:47:36	その両端設置とか、アイソレータを設置とかして、
0:47:40	そのときの対策は面談において、安全対策として緊急的にやって、議論、設工認等で議論する時はせ、新規制の枠組みの中で議論しましょうっていうふうな。
0:47:53	のが面談録にもおそらく残ってると思うんですよ。
0:47:56	そういったことを踏まえて、今後
0:48:00	同じ
0:48:01	で、
0:48:02	少し議論が必要かなと思ったんですがその辺いかがなんでしょう。
0:48:13	はい。日本原燃石原でございます。これもすみません、こちらで引き取らせていただいてちゃんと整理をさせていただきます。
0:48:20	過去の経過するとおっしゃっていただいた通りでございまして、安重の他、幾つかの機器が同時に壊れたということで、緊急的に安全か向上必要がある、ない、支障があるということで、速やかに復旧することというやりとりで、
0:48:36	本気安重の計器の復旧と、
0:48:40	次に万が一断線り上げた時に同じようなことにならないようにということで秋田アイソレータをつけさせていただきました。設工認上の扱いはというのは、将来的にちゃんとやりますよということを約束をして、
0:48:52	つけさせていただいたという記憶でございますので、
0:48:55	従前からやっていた落雷の基本的な設計方針は変わらないとしたとしても、2794%であったりとか、間接代に対する考慮というところの、
0:49:05	物理的にやったものというのは、これは変更後に書かれるべきもののかなと思いますのでそういったところも含めて整理をこちらの方で引き取らせていただいてさせていただきたいと思います。以上です。
0:49:16	はい、規制庁化ですその認識で結構です。また再整理いただいて、MOX側はしっかり整理しているのに、270キロやなんかは新規制の中でやっているのに、
0:49:28	再処理側に175時従前からやっていますみたいな整理。

0:49:33	なっていたこともちょっと気になりましたのでMOX再処理っていうその事業所内での展開も含め、
0:49:51	コサクですけど、今の原燃の回答が聞こえなかったのがちょっと心配なんですけど。
0:49:57	そもそも、
0:49:59	原燃再処理の方で、
0:50:05	設工認なり、許可を受ける前の、
0:50:10	工事なりなんんりの認識っていうのがもしかして勘違いをしていると。
0:50:15	いうことがあってこういう対応になってるっていう。
0:50:20	ことだとすると、
0:50:22	ちょっと認識を改めなきゃいけないっていうところで少し議論をした方がいいような気もするんですけど。
0:50:28	そのあたり、大丈夫ですかね。
0:50:31	大橋さんいかがですか。
0:50:36	日本原燃の大橋でございます。
0:50:39	ちょっと報告書を、から新規制のところに至るところの経緯をちょっと私自身が理解が不足していたということだと思います。
0:50:49	ちょっともう一度確認をして対応したいというのと、今の議論を聞いていてちょっと理解できたところがございますので、
0:51:00	もう一度きちんと修正して対応したいと思います。以上です。
0:51:06	はい。補足ですよろしく申し上げます。緊急安全対策とか
0:51:13	新基準適合のプロセスの、
0:51:17	前にやってもいいよと言っていた対策っていうものは、それはあくまで自主でとりあえずやっている話で、最終的な適切性は、
0:51:29	許認可プロセスの中でちゃんと確認をして、位置付けをして最終的に使っていただくと。
0:51:36	いうことですので、
0:51:39	その際に、それはもうやってるものだから沈下で認められたということでは全くもってそういう意味ではないわけですよ。
0:51:47	なのでこの変更前で書くものっていうのは、そういうものの前に、そもそも
0:51:55	金。
0:51:56	が建設の認可の際に話をしてあった或いは社内で整理をしてあったと思えるものというこ等なので、その点の内訳の考え方っていうのをしっかりと説明するように、

0:52:11	この資料ができてるとお思いますのでより今後よろしくお願ひします。以上です。
0:52:18	日本原燃土橋でございます。
0:52:20	了解いたしました。
0:52:25	施設を下です。もし、この別紙6 関連で他にないようでしたらあと別紙2 から添付への展開とかそういったところを少し、議論させていただきたいと。
0:52:37	18 ページ目から添付
0:52:42	ありますのでちょっとここで、
0:52:44	今回の添付書類への展開っていうのは、結局は医療に関する基本方針のみで、整理したっていう。
0:52:53	ことでよろしいでしょうか。
0:52:57	はい。日本原燃の大橋でございます。おっしゃる通りでございます。
0:53:03	成長課です。それだと、そもそも何で、トラブル対応のためにちょっと、
0:53:15	そういうふうにした。
0:53:18	でしょ。
0:53:22	対応とうまく結びつかないと。
0:53:24	すごく違和感があると。
0:53:27	そちらの認識をうかがわせていただければと思います。
0:53:37	少々お待ちください。
0:54:13	コサクです。今原燃が確認してる最中のところで、
0:54:17	岡さんに質問なんですけど。
0:54:19	今言われたような基本設計法、基本方針という分類になってるっていうことは、アイソレータとかそこら辺は、
0:54:28	②のBだったか何だか、基本設計方針だけで書かれてる機器として設備リストに載せると。
0:54:34	というようなことに対応が全くなされてないっていうことですか。
0:54:38	はい。次、規制庁ヶ月その通りで、方針だけでいくのであれば、例えば先ほど、
0:54:45	話題に挙がった保安機能、新規制の中でちゃんと見てもらいますっていうことも表現。
0:54:50	されないし、
0:54:52	本来の耐雷対策をしっかりと見るところが前講師だけに、
0:54:58	なるっていうのは、何で徳田したんだろうという、その高い衝撃でまとめたものと変わらないなという印象を持っています。

0:55:08	そこです。また、結局は
0:55:13	市
0:55:13	社団、
0:55:15	する手法がいくつかあってそれを設備として設置すると言っていたものの、その設備の扱ってというのが非常に薄いつてことですよね。はい。その通りです。
0:55:27	はい。補足です。状況はわかりました。
0:55:30	減少し整理できました。
0:55:43	日本原燃清水です。今ご指摘しさしていただいた通り我々設置要求整理と基本設計方針のところについては、
0:55:52	対象設備の方をしっかりと書くというお約束にしておりますのでそこはしっかりと展開させていただきたいと思います。
0:56:02	補足です。なんで、
0:56:05	指摘されるまでしっかりできないつていうような状況の、
0:56:09	なんでしょうか。
0:56:11	基本設計保守に各設備を機器リストに入れるとつていうことの、作業方針としての認識はどうなつて。
0:56:18	何ですか。
0:56:29	日本原燃志田でございます。私は、私が口挟んじつ本当はいけないんですけど、
0:56:35	大岡さんが言われている趣旨も理解した上で、まず今の最初以外は作つている別紙2の整理としまして、
0:56:45	要求者別は基本設計基本方針であるものと、冒頭宣言と定義後設置要求つていうものでちゃんと色分けをして設置要求の中には、2aでちゃんと出てくるように保安器とアイソレータは、
0:56:56	展開をしています。つていうことで必要なものがちゃんとピックアップされるようには基本設計方針の構成等それ以降の添付書類の繋がりつていうのはさせてはいただいてるんですけども。
0:57:07	一方その検証員の構成つていう意味で、落雷への配慮に関する基本方針つていういわゆる宇野1本の、
0:57:14	添付書類で構成をしていますけどもこれ添付書類的にはですなつてみれば、
0:57:20	約
0:57:22	永代ですな交換機の防護設計と同じで、落雷への配慮、落雷への配慮つていう役割に対する防護設計つていう、

0:57:32	いわゆる添付書類だという位置付けで、全体を基本方針から防護設計の具体まで展開するつもりで構成をさせていただけると思ってます。
0:57:41	そういう意味で直接相川鉄道に対する設計方針というのもちろんと添付書類のこの落雷料配慮に関する基本方針でタイトルはあんまりよくないですけどこの中で防護設計そのものも展開をさせていただくと。
0:57:54	ということで整理をしています。ただ若干その書きぶりが足りてるかどうかというのは今回特に第1回の申請範囲から、間接内の部分を全部外して別紙を作ってるので、
0:58:06	その部分で次回で出てくるやつがちゃんと中身がかかりますかってところは、若干ちゃんとお約束をしないといけないところありますけども。
0:58:16	追っかけべきことっていうのは個別の店舗に落としたということの意味合いも考えた上で構成を展開をさせていただいてるというふうに私は思うんですけども。
0:58:26	どこがどうかというのはちょっと、それぞれの見方があると思ましてご指摘の内容自体との一対一の対応になってるかとあれですけども、私どもとして考えてるのはそういうことだということで、お答えをさせていただきます。以上です。
0:58:40	はい。規制庁角です。そういう検討されてるんであれば、次に、次回で統廃合に関する基本方針で全部を設計が出て、
0:58:52	事は承知しました。一方でですね今回の別紙4が許可の添付よりも説明が薄くて、例えば許可時に避雷設備を設置。
0:59:03	或いは、直接来館せずらいに対してこういうふうに、
0:59:07	一定で結果こうなりましたというような、
0:59:10	しっかり説明しているんですが、そういう前提が何もなく、ただ、
0:59:16	来設備はここ
0:59:17	行けます。
0:59:18	平賀。
0:59:19	であったり、
0:59:20	実際許可の添付よりも薄い。
0:59:26	ものに今はなっているっていう。
0:59:29	こともあってその、今後ちゃんと展開されるのかなっていう心配が相当強く、
0:59:34	と思っています。その辺、どういう。
0:59:38	方針で今展開してましたでしょうか。
0:59:52	はい。日本原燃の蝦名です。すいません先ほどの議論でもあったんですけども、その過去のトラブル地の話というのを、ちょっと

1:00:03	読み違った部分がある。
1:00:05	いましてこういうふうな整理になってしまったというところがありますんで、ちょっと展開すべき事項についてはその過去のトラブルの位置付けというのをちゃんと踏まえた上で、再度整理が必要かなというふうに考えてございます。以上です。
1:00:23	規制庁加賀です。待った。その時ということではあるのかもしれませんが、
1:00:29	ちょっと例その平井設備設置対象一覧が 30 ページ目に今回追加されてきていて、
1:00:38	そこの議論を少しさせてください。
1:00:47	30 ページ目。
1:00:48	添付書類、別紙 4、
1:00:52	これ。
1:00:54	あるんですが、許可時の整理資料では、今回申請設備である再処理施設本体、再処理設備、
1:01:03	安全冷却水系冷却塔は、
1:01:07	竜巻防護ネットがに避雷設備をつけて守りますというような説明を、
1:01:13	受けていて、
1:01:18	詳細っていうのは補足説明なり何なり受けることはできるんでしょうか。
1:01:29	日本原燃の大橋でございます。
1:01:31	今ここでは設置対象一覧として書いてあって、本来避雷設備をつけるべき対象が並んでいると。
1:01:42	それに対して確か許可時の時は実際につける対象は、防護ネットがついていればその防護ネット側につけるとかそこまで記載するような形に、
1:01:55	なっていたと思いますので、ちょっとそういった意味だと先ほどの許可時の展開が十分に落とし込まれていないと思いますので、
1:02:05	ちょっとこの点も修正をさせていただきたいと思います。以上です。
1:02:09	はい。それとオオオカです。ちょっとやはり議論したかったのは
1:02:14	もう 1 回
1:02:16	竜巻防護ネットの方に、どんな落雷し、
1:02:20	来設備を設置してとかそういう説明っていうのは、どこかで受けることができるんでしょうかっていう。
1:02:27	ことなんです。
1:02:41	日本原燃土橋でございます。

1:02:43	現状を、広い設備につきましては対象を示す、口頭のみしか考えてございませんでした。
1:02:53	ちょっとどのようなものを、
1:02:57	付けるかというところまでちょっと考えがないといったところが現状でございます。以上です。
1:03:06	はい。規制庁角です。
1:03:09	緊急安全対策として、
1:03:14	竜巻防護ネットもつけていると思うんですがそこに、じゃあ、冷却塔も含め、避雷設備は今ついてないっていう状況があるんでしょう。
1:03:28	日本原燃の大橋でございます。平井先生で自体はもともと冷却そのものにはついておりますし、防護ネットを設置する時にですね。
1:03:40	冷却塔側から撤去するのであれば防護ネット側につけるという対策をしてございます。以上です。
1:03:48	はい、規制庁化ですその辺はちょっと伺っておきたいなと思ったところでしたので、
1:03:54	そういったものをもう少しMOX側だと建屋だけではあるんですが建屋に、図面なり何なりでここに被害地をついてて、平石についてで、ちゃんと防護できてますよみたいな。
1:04:07	説明を受けましたので、再処理側はどういうふうに展開していくのかなというところが少し気になっていたところです。また成立されるということでしたので、
1:04:19	また整理した結果を聞かせていただき、いただきたいと思います。よろしくをお願いします。
1:04:26	はい。日本原燃の蝦名です。補足等で示すことも含めて検討したいと思います。以上です。
1:04:34	はい、規制庁ほかです。あと、ちょっと
1:04:38	添付書類のところでも聞きたいことがありまして32ページ目に、
1:04:43	五番をボツとして適用規格が今回示してあって、
1:04:47	まず、日本産業規格は、これは細かい年次までで、細かい年次というか、番号まで記載するような、
1:04:57	ものなんでしたっけ他の条文だとおそらく日本産業規格とだけ書いてるんですが、
1:05:03	ここで展開して良いと教えていただければと思います。
1:05:08	2本目の話でございます。
1:05:13	4産業規格に書き、関しましては、この落雷の内数規格の新JISが適用される前と後で若干変わってるところがありまして、

1:05:27	再処理施設につきましては、すべて9次数の対応でやってる範囲でしたので、一応それを明記したという形にさせていただきます。
1:05:39	以上でございます。
1:05:40	はい、規制庁化です。そこで聞きたかったのが下落は、
1:05:46	新規数を、
1:05:48	参照してると思うんですが、
1:05:51	そこ臼井もあるのかなと思ったんですが、そうねいかが。
1:05:56	すいません。194608-203ではないかって。
1:06:00	ことなんです。
1:06:06	日本原燃の大橋でございます。
1:06:10	ちょっとご指摘のところについては確認をさせていただきますが、
1:06:16	真実の中でも求人数を否定しているわけではなくて、求人数に乗ってあって、周知されてるものは、真実にも適合するという前提で、
1:06:29	一応でき上がってますのでそこは問題ないと思いますけれども、マージアクトをリースの方の集合も含めてちょっと確認をした上で、
1:06:39	非常にちょっと修正をさせていただきたいと、いただきたいと思えます。以上です。
1:06:44	はい。規制庁角です。その辺の整理もす、許可時の整理資料ではしっかり展開してもらっていたところでした、今回結構違和感がある内容が、
1:06:56	言葉足らずというか説明足らずな。
1:06:59	ところが多いですので、またしっかり説明いただければと思いますのでよろしくお願いします。
1:07:08	日本原燃直井でございます。承知いたしました。
1:07:12	規制庁課です。私の方から全体通じて、以上なんですが他、規制庁側から何か何かありますでしょうか。
1:07:22	コサクです。最後の適用規格の書き方なんですけど。
1:07:26	考えておられることは今の説明で理解はしましたが、
1:07:31	そうであれば、
1:07:33	旧の方の番号わざわざ書くという意味があるかっていう気も。
1:07:37	しますし、
1:07:38	もし番号書くのであれば、日本産業規格ということで番号書いてもおかしくて、
1:07:46	産業規格で止めるっていうのは、それに関連するもろもろの機器架空を、
1:07:53	使っていきますよという宣言であって、
1:07:56	個別のものを言うのであれば個別のその規格の、

1:08:00	小野自体を指さないと、括弧書きで書くっていうのはどうなのか。例えば
1:08:06	尺で言えば、
1:08:08	耐雷指針というから 164608 になるのであってと。
1:08:14	ということなんですけどそこら辺記載ルールとしてどうなってますかね。
1:08:28	はい。日本原燃石田でございます。ルール、個別に細かくは決めてませんが今やりとりがあった通り、我々としては、適用規格はこの添付書類で使っているものを適切に、
1:08:41	ここに書くということで、使っているものが、具体的にどのパートを使っているのかがちゃんとわかるように一括その正式名称を書くというのが、今考えている。今、
1:08:54	少ないですけど書いてあるルールになりますので、おっしゃっていただいていることも、
1:09:00	理解はできますし、本来書くべきは、それぞれの規格も、何を使っているのかがちゃんとわかるように書くということかと思しますので、タイトルとしては、
1:09:10	自炊 A の 4201 と書くのであればこの中身の、タイトルのことをちゃんと書いて、対象がわかるようにするということが、今流で決めてる対応かと思えます。以上です。
1:09:22	はい。小阪です。その点、整理をしてよろしく申し上げます。なので、悪であれば、ちゃんと括弧で、整理の上で書かなくてもいい。
1:09:33	形に整理されるのであれば、
1:09:36	他のところと並べて同じように各
1:09:39	行ったところで、また整理の上で説明いただければ
1:09:43	明日。以上です。
1:09:56	私手帳を返す成長から特にないようであれば清水さんお返しします。はい。田尾規制庁シミズです。
1:10:04	それじゃ
1:10:07	ただいまの資料について原燃側からの振り返りとして今後の修正方針と、
1:10:15	について説明をお願いします。
1:10:23	上野大橋でございます。
1:10:25	まず全体的な大きい話といたしまして、くらくらに関するトラブル時の報告書をとの関係ですね。
1:10:36	トラブルの報告書の位置付けを踏まえて、その等の許可施設工認との関係を踏まえて

1:10:47	そういった扱いとするのがいいかといったところをもう一度ちゃんと整理をして修正をするということをこれが一番大きなところかと思えます。
1:10:59	あとはちょっと細かい話Cになりますがまず波及的影響についての記載についてこれから抜けてございますので、
1:11:10	他との整合をとっては9件について記載を検討するということ。
1:11:17	それから直撃以来の対象の考え方の記載のところについて、ちょっと記載の
1:11:26	ない内容が不適切だったというところがございますので、許可との記載も踏まえて文言精査するといったところですよ。
1:11:35	あと解説ラインのところにつきましては防護対象に含めるといったような表現がな表現になっていたところもありますので、ちょっとその辺の表現、許可との整合を踏まえまして見直すと。
1:11:48	ということ等が
1:11:51	ございます。
1:11:53	それから
1:11:56	対象の防護対象の考え方で規律保守作業施設等といったところで等をつけているところと細かく書いてあるところと全体的に都度等が取れてないといったところがございましたのでこちらも全体的に
1:12:11	精査をして提出に修正をいたします。
1:12:16	それからアイソレーター等の書き方のところですね、ここも許可からの比較が十分にできてないと。
1:12:27	下線を、下線の仕方とかです。十分にちゃんと整理ができてないといったところについて見直しをさせていただきます。
1:12:38	それから運用上の措置のところの記載ですけれども、工程停止の話等は過去の
1:12:49	報告書を町の経緯も踏まえまして、記載をするということ。ただ何でもかんでも止めるということでもないのその辺につきましてはきちっと
1:13:03	工程停止の趣旨を踏まえた上で、記載を充実させるということかと思えます。
1:13:12	それから、
1:13:15	別紙2のところですけども、
1:13:18	主な設備の展開のところですね。
1:13:23	方についても今十分に過去の報告を踏まえて、展開ができてないといったところで見直しをさせていただきます。

1:13:34	それから別紙4ですが避雷設備の詳細説明というか、冷却塔につけてたものを今後防護ネット側に移すとかですね。
1:13:48	そういった避雷設備の詳細の説明をどういったところで示すかといったところについても今後整理をして示していくと。
1:13:56	いうところをですね。
1:13:59	あと最後かと思いますが適用規格の書き方のところですね、年後まで書くのかとか、或いは規格名を詳細まで記載するのかといったところも全体整理をしてお示しするという事だと思います。
1:14:15	以上でございます。
1:14:17	規制庁清水です。藤。
1:14:21	下落雷について、藤規制庁側から、
1:14:26	確認ございましたらお願いします。
1:14:29	すいません。乳井西田でございます。若干言葉を挟んで申し、恐縮でございます。
1:14:34	先ほどの波及的影響、これを言ってしまうと、社内でどういった調整処理だって話になっちゃいますが、
1:14:41	以前事象ごと外部衝撃横並びでパワーポイントで整理をさせていただきそのコメントをいただいて私、次の時に回答した時に、資料を出してると思うんですけども。
1:14:51	旧的影響っていうのは、
1:14:53	落雷の場合は間接代の影響そのものが波及的影響等が同一だと、いうことでその中で波及的影響点が見てるんだということでそういった趣旨の文章を書きますと言って、
1:15:04	パワーポイントでその文章を書いてお出しをしていると思いますので、
1:15:08	その趣旨でちょっとこちら側で反映しようと思います。以上です。
1:15:12	はい。規制庁加賀です。その議論は覚えてましてそれが今回なくなってきたので、気になったところでしたので、またその辺
1:15:22	よろしくお願ひし、
1:15:28	規制庁課ですそれでスケジュールに関する、
1:15:31	回答がなかったんですが、スケジュールの方はいかがでしょうか。
1:15:38	はい。日本原燃の蛸名です。こちらですね結構見直す部分が多い。いいですが、1週間ぐらいをめぐりにですね出せるようにしたいと。
1:15:49	いうふうに考えてございましてそれはスケジュールの、
1:15:53	方に後程反映させていただきます。以上です。
1:15:58	はい、規制庁個別承知しました。
1:16:01	坂です。言ってん。

1:16:05	大岡さんに確認なんですけど。
1:16:07	先ほど適用規格の話で、
1:16:10	ある程度その許可でも聞いてるっていうことではあったんですけど、適用規格で書いたものが具体的にどう使われるのかっていうのは一般的には、添付書類、補足説明資料で実際に使う、どういう場所にどういうふうに使ってるのかっていうの。
1:16:26	確認していくことになる。
1:16:28	思うんですけど、本件ってどういう状況になるイメージかっていうのを話してもらえますか。
1:16:36	はい、規制庁課です。MOXの場ではそこら辺がうまく展開されていて、
1:16:42	チェックのこれこれで、それは実はこれに従っていて、こういうふうな
1:16:48	避雷設備を、準拠してつくるつけますっていうような説明を補足説明資料の方で受けていましたので、
1:16:55	再処理事業所としてはそういう対応になるのかなあと考えておりました。
1:17:04	坂です。わかりました。
1:17:07	その意味だと、再処理側が少し、
1:17:11	既認可事項だと思ったところで弱かったということですけど、先ほどの話のもとで、説明が必要な範囲と理解をしたということからすると、MOXの資料の構成なりを、
1:17:24	踏まえて整理をすれば大丈夫っていうことですね。
1:17:28	元の放送の理解でよろしいですか。
1:17:31	はい。日本原燃の蛭名です。今コサクさんがおっしゃった通り、スタート地点が違ってたので、ちょっと勘違いしてた部分があるんですが、MOXと同じような、
1:17:44	形でというところで見直したいと思います。以上です。
1:17:52	はい。補足です。よろしく申し上げます以上です。
1:17:57	清澄シミズです他、規制庁側原燃から後から全体を通して何かありましたらお願いします。
1:18:04	規制庁の谷井です。東京スケジュールの話幾らか出たと思うんですけど、もともと確か今日スケジュールを提出する予定だったと思うので、そこに間に合わないの自体は認識してるんですけど。
1:18:16	スケジュールも資料提出もなんですけど、とりあえず遅い時間ってスルーのを、をできるだけ避けていただければなというところあるんですけど

	ど何か、当然県としてもしっかりとプロセスを経て出してはいただきたいんですけど。
1:18:29	だから、ずるずるずるずると言われてスケジュールを持ってないままなんかヒアリングの予定とかだけが来てスケジュールのいとあなただけみたいな感じになるときがあるので、適宜適切なタイミングで出すようにだけは心がけていただければと思います自分から以上です。
1:18:43	日本出野藤尾です。はい、了解しました。スケジュールも今準備してますので今日の結果ちょっと反映が間に合いませんが、今時点のものを提示させていただきたいと思います。資料についても同様に遅れないように対応します。よろしくをお願いします。
1:18:58	延長しましたほか、藤規制庁が原燃側から何かございますでしょうか。
1:19:06	なければこれで本日のヒアリングを終了したいと思いますので、
1:19:11	録音を停止します